

「女性に対する暴力をなくす運動」 期間特別講座

なぜ無罪判決がでたのか！？

性犯罪に関する刑法を知る ～2020年の見直しに向けて～

スウェーデンの刑法では明確な同意がない限り、犯罪になります。

QRから申込



矢野 恵美 (やの えみ) 氏
(琉球大学大学院法務研究科教授、
琉球大学ハラスメント相談支援センターセンター長)

慶應義塾大学法学研究科後期博士課程在学中にストックホルム大学大学院犯罪学科に留学。そこで、北欧における「女性に対する暴力」対策の先進的な取組に触れ、衝撃を受ける。以来、「北欧の国々にできて、なぜ日本にできないのか。きっと日本にもできる。」という思いから研究を進めている。専門は刑事法、被害者学、北欧法。那覇市男女共同参画会議会長、宜野湾市男女共同参画会議副会長、沖縄市男女共同参画懇話会副会長。

無料
講座

11/15 (金)

14時～16時

ているる3階 研修室

定員40名、要申込